

令和5年度伴走型小規模事業者支援推進事業「経営計画策定セミナー」の開催について

経営発達支援計画における伴走型小規模事業者支援推進事業に係る事業として、以下のとおり、事業計画策定セミナーを開催します。

講師より、初めて経営計画を策定する方でもわかりやすく策定方法や必要性等を解説していただきますので、この機会にお気軽にご参加ください。

- 日 時 ①経営分析編 令和5年9月26日(火) 18:30 ~ 20:30
 ②計画策定編 令和5年10月3日(火) 18:30 ~ 20:30

場 所 東出雲町商工会 2F 会議室

講 師 株式会社藤井事務所 代表取締役 藤井 好宏 氏 (中小企業診断士)

内 容 事業計画策定の必要性、メリット、作るポイントなど

詳細は、チラシをご覧ください。お申込みは、チラシに必要事項をご記入の上、FAX等にてお申込みください。

飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業【公募締切：9月30日】

エネルギー価格高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等の経営を支援することを目的とする。

補助対象経費	補助率及び補助限度額及び補助率	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機器導入費	補助上限額：200万円 補助下限額：20万円 補助対象経費の1/2以内 (コロナ融資を利用している場合は2/3以内)	交付決定日から 令和6年2月28日

ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金【公募締切：9月29日】

エネルギー価格高騰の影響を受けている製造業を営む県内中小企業に対して、エネルギーコスト削減に資する設備導入等に要する経費の一部を補助することにより、県内製造業の経営基盤強化を支援することを目的としています。

補助対象経費	補助率及び補助限度額及び補助率	補助対象期間
省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機器導入費	補助上限額：500万円 補助下限額：40万円 補助対象経費の1/2以内 (小規模事業者は2/3以内)	交付決定日から 令和6年2月29日

松江市 商業・サービス業等省エネ対策支援事業補助金

中小企業者や個人事業者が電力・ガス等の価格高騰対策として、エネルギーコストの削減を図るために必要な設備機器の更新を行う事業。

■募集期間

令和5年8月16日～令和6年2月29日

■対象業種

飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等(農林水産業、製造業除く)

■お問い合わせ

松江市役所商工企画課 省エネ補助金担当
TEL: 0852-55-5036

※対象者、補助対象経費、補助率などは松江市HPをご参照ください。

松江市 製造業省エネ対策支援事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内製造業者が取り組む省エネ効果の高い生産設備等導入並びに製造現場の改善を支援する事業。

■募集期間

令和5年7月14日～令和6年1月31日

■対象業種

製造業のみ

■お問い合わせ

まつえ産業支援センター
TEL: 0852-60-7101

※対象者、補助対象経費、補助率などは松江市HPをご参照ください。

自社の未来を創る！

経営計画策定セミナー

日時

経営分析編:令和5年9月26日(火) 18:30~20:30
経営計画作成編:令和5年10月3日(火) 18:30~20:30

1日のみでも参加可

会場

東出雲町商工会 2階会議室 (東出雲町錦浜 583-18)

「経営計画書の策定」は「経営する」ことのスタート。

経営者が社員も巻き込んで自分たちで、環境分析からひとつひとつ進め、それに基づく方向性、具体施策の決定、数値計画策定まで「魂」を込めて策定してこそ、経営計画書としての意味がある。

本セミナーでは、経営計画について一から学んでみたい方向けに、初めての方でも講師と職員が計画づくりを全力でサポートします！

経営者、経営幹部、後継者、社員、どなたでもお気軽にご参加ください。

【定員】30名 (先着順)

【講師】株式会社 藤井事務所

中小企業診断士 藤井好宏 氏

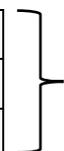
申込先: 東出雲町商工会 (〒699-0109 松江市東出雲町錦浜 583-18)

TEL: 0852-52-2344 FAX: 0852-52-2194 担当: 多々納・伊藤

参加申込書 申込締切: 令和5年9月22日(金)

事業所名			
TEL		FAX	
業種		メール	
参加者			

両日	
9/26(火)のみ	
10/3(火)のみ	



ご希望の参加日に○を記入してください

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、本セミナーにおいてのみ利用し、適正に管理します。

書面
審査

エネルギーコスト削減

につながる取組を行う**製造業**を応援します

対象設備等

ユーティリティ設備、生産設備、EMS 等



業務用給湯器



業務用冷蔵庫



高効率空調



工作機械



EMS

全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示す必要があります。

要件

- ① エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
- ② 対象設備等を購入し、エネルギーコスト削減につながる取組
- ③ 事業の継続に必要であること

公募期間

令和5年8月1日(火)から
令和5年9月29日(金) 17:00まで

補助期間

交付決定の日から、最長で令和6年2月29日まで
※事前着手制度を利用する場合は令和5年8月1日から

対象者

中小企業基本法第2条に定める
中小企業のうち製造業者
ただし、みなし大企業を除きます

補助率

中小企業 1/2以内
小規模事業者 2/3以内

補助額

下限40万円～上限**500**万円

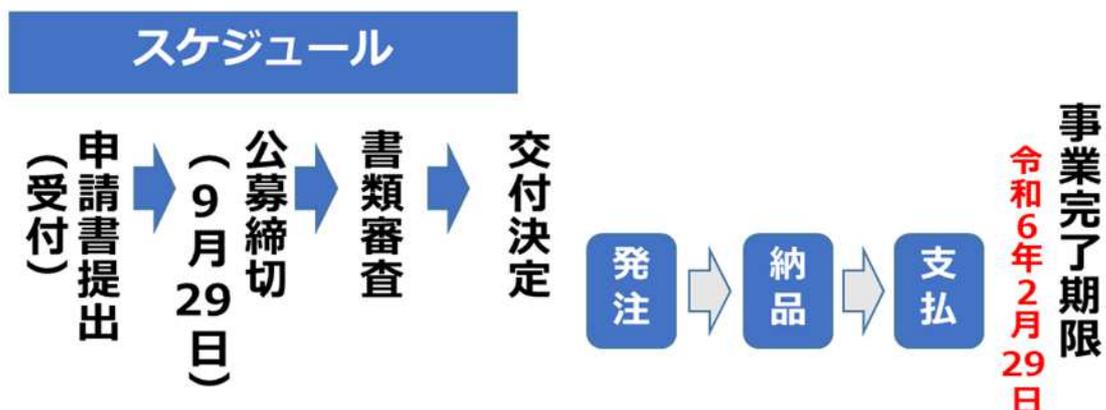
▶お問い合わせ先 島根県商工労働部産業振興課 エネコス補助金担当
TEL:0852-22-6348 【電話受付時間 8:30~17:00(土日祝日除く)】
E-mail:mono-ene@pref.shimane.lg.jp



項目	内容	説明
要件	①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること	エネルギーコストとは、電気代及び燃料費並びに動力費（灯油、重油、ガス等）など工場、プラントの機器を稼働運転、維持するために必要なコストをいう。
	②対象設備等を導入し、エネルギーコスト削減につながる取組であること	<p>全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示すこと</p> <p>【設備更新の場合】 取組実施前後のエネルギー使用量をお示しください</p> <p>【設備新設の場合】 取組実施前後のエネルギー消費原単位改善率及び炭素生産性をお示しください。</p> <p>いずれの場合も申請様式の項目に沿って入力いただければ自動計算されます。</p>
	③事業の継続に必要であること	取引の確保・継続等から緊急性があること 雇用の維持・拡大に寄与すること など
対象設備等	ユーティリティ設備	工場、プラントの機器の稼働運転、維持に必要な工業用水、燃料、蒸気、温水等を供給する設備 例：高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機（コンプレッサー）、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備（LEDに限る）等
	生産設備	生産に必要な設備 例：工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシンなど
	EMS （エネルギーマネジメントシステム）	施設内の使用電力のみ見える化や使用電力を自動的に監視・制御するシステム 例：EMSソフトウェア（クラウドシステムサービス含む）、エッジコントローラー等ハードウェア、センサなど
	断熱塗装（遮熱塗装）	工場、事務所、倉庫等事業用施設に実施するもの（削減効果を客観的に示すことができるものに限る）

※エネルギーコスト削減率や炭素生産性の計算については、申請書に参考様式を用意しております

※補助事業実施前のエネルギー使用量や実施後の見込み等の情報が必要です。



松江市商業・サービス業等

エネルギーコスト

削減対策

支援事業補助金

のご案内

松江市役所 商工企画課

専用ダイヤル ☎0852-55-5036

(平日8:30~17:15)

エネルギー価格高騰の影響を受けている商業・サービス業等を営む中小企業者の皆さまが、**エネルギーコスト削減を図るための取組にかかる経費の一部を補助**します。

1. 県補助金上乘せ分

対象者	島根県の「令和4年度第2回飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金(以下「県補助金」)」の確定を受けた事業者	
補助対象経費	県補助金の確定を受けた事業の経費 ※ただし、松江市内事業所分に限ります。	
補助率	県補助金の補助率1/2以内の場合 ↓ 松江市補助率 1/2 以内	県補助金の補助率2/3以内の場合 ↓ 松江市補助率 1/4 以内
補助額	上限 50万円 (千円未満切捨て)	
申請期間	令和5年8月16日～令和6年2月29日	

2. 市単独事業分

対象者	①市内に本社または事業所を有する中小企業者 ②飲食、卸・小売、宿泊、建設、医療・福祉、サービス業等(農林水産業、製造業除く) ③県補助金の交付を受けない事業者
補助対象経費	エネルギーコスト削減に資する設備機器の更新経費 ※ただし、松江市内事業所分に限ります。
補助率	補助対象経費の 1/2 以内
補助額	10万円～19万9千円 (千円未満切捨て)
申請期間	令和5年8月16日～令和5年12月15日

※1と2は併用できません。

詳しくは、松江市ホームページに掲載の交付要綱・申請の手引きをご確認ください。



県補助金上乘せ分



市単独事業分



松江市製造業省エネ対策支援事業（原油価格・物価高騰対策）

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内製造業者が取り組む **省エネ効果の高い生産設備等の導入並びに製造現場の改善**を支援する。

申請対象者 市内で製造業を主たる事業として営む中小企業者

1. 設備導入(省エネ対策)支援事業補助金 [担当:太田・小林]

令和5年4月1日以降発注OK!

ユーティリティ設備も対象!

既存の生産設備・ユーティリティ設備を省エネ効果の高い設備へ更新する経費を支援

対象	生産設備・ユーティリティ設備等の更新に要する経費	
申請期間	令和5年7月14日から令和6年1月31日まで	補助率 補助対象経費の [上限] 300 万円 上限額 1/2 以内 [下限] 20 万円 下限額
	※予算がなくなり次第受付終了 ※事業完了:令和6年2月29日まで ※実績報告:令和6年3月8日まで(必着)	
備考	県の補助金との併用可 / 審査会なし(支援機関の確認必須) / ユーティリティ設備:生産設備を稼働させるために必要な電気、水、燃料、空気、熱・冷気等を供給する設備 / 空調設備、給湯器、変圧器、冷凍冷蔵設備、モーター、コンプレッサーなどが対象 / 現地調査有り / 新規導入不可 / 中古不可 / 更新前機器の撤去・廃棄に係る費用不可 / 導入設備によってはグリーン購入法やトップランナー制度を満たす必要あり。	



松江市HPへ

2. 現場改善(省エネ対策)支援事業補助金 [担当:太田・種野]

令和5年4月1日以降発注OK!

LED照明も対象!

生産設備・ユーティリティ設備の省エネ効果を高めることを目的とした製造現場の改善活動を支援

対象	省エネ効果を高める現場改善活動に要する経費等	
申請期間	令和5年7月14日から令和6年1月31日まで	補助率 補助対象経費の [上限] 300 万円 上限額 1/2 以内 [下限] 20 万円 下限額
	※予算がなくなり次第受付終了 ※事業完了:令和6年2月29日まで ※実績報告:令和6年3月8日まで(必着)	
備考	県の補助金との併用可 / 審査会なし / 事業実施のための省エネ診断OK / 空調室外機の遮熱・遮光カバー設置、冷却管・蒸気配管等への断熱材取付、ダクト増設、遮熱シート設置、スマートメーター・インバーター設置、LED照明設置等 / 現地調査有り / 現場改善に伴う改修工事OK / 導入設備によってはグリーン購入法やトップランナー制度を満たす必要あり。	



松江市HPへ

【注意点】

実績報告:令和6年3月8日(金)まで

本事業は国の交付金を活用した事業のため、事業の完了後は速やかな実績報告にご協力ください。上記〆切を過ぎた場合、**補助金の交付ができない場合があります。**

県と市の補助金の併用を検討される場合は、**事前に松江市までご相談ください。**

問い合わせ先

松江市 産業経済部 まつえ産業支援センター

[TEL]0852-60-7101 / [MAIL]misc-hojokin@city.matsue.lg.jp